

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	人権教育課
処分の 名称	周南市教育集会所使用許可の取消し
処分権者	周南市教育委員会教育長、指定管理者
根拠規定	周南市教育集会所条例第8条;第10条
基準規定	周南市教育集会所条例第8条第1項
処分基準	周南市教育集会所条例第8条第1項 （使用許可の取消等） 第8条 指定管理者は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この使用の許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。 (1) 前条第1項の許可を受けた物（以下「使用者」という。）がこの条例の規定に違反したとき。 (2) 使用者が、詐欺その他の不正の行為により前条第1項の許可を受けたとき。 (3) 使用者が前条第2項の許可の条件に違反したとき。 (4) 第3号に掲げるほか、集会所の管理上特に認める必要があると認められたとき。）
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	